

科学者の行動規準の再確認を

科学研究における不正行為防止をめぐる議論が高まりを見せる中で、東京大学では、科学研究者の行動規準について再確認するとともに、この規準に対する万一の違反に効果的に対処するための制度整備を行った。ここでは、この規準を再確認した行動規範の全文及びこの規範の遵守を担保する委員会の規則の概要を紹介する。最初に、こうした制度整備にあたっての総長声明を掲げておく。

行動規範及び規則制定にあたっての総長声明

科学研究は、人類が未踏の領域に挑戦して知の拡大をはかり、その成果を人類全体が共有して社会に還元することを目的とする活動である。科学研究において研究者は、科学的手法を用いた研究によって得られた知識を学術論文として公知のものとし、人類共有の資産として蓄積していく。それらの知識は、客観性や実証性に裏付けられたものであり、同時代もしくは後代の研究者による追試や評価を可能とするものであるがゆえに、その科学的根拠を科学者コミュニティが自ら保証するものである。

近代科学の歴史の中で人類が築いて来たこの科学研究の作法にしたがって行動することは、研究者の活動の自明の前提であり、現代においても研究者の基本的な行動規準である。また、今日のように、科学研究が細分化し専門化する状況の中においては、研究者がこうした行動規準を確実に遵守していることを、より積極的に社会に説明することが求められる。東京大学は大学憲章において研究の説明責任の重要性を掲げており、東京大学において科学研究に携わる者はそれを当然の原理としてきている。

しかしながら近時、この自明のはずの研究作法が遵守されていないのではないかという疑いをよぶ事態が生じていることは、まことに遺憾であると言わなければならない。大学は、科学研究を行うとともにそれを次世代に伝えるという教育機関としての責務を負っており、研究にあたっての行動規準は学問の自由と一体のものとして、きわめて厳格に遵守されなければならない。この規準に対する違反は大学の存立の根幹を脅かす重大な行為であり、大学がそうした違反を防止するための自律的な取組みを責任をもって行うことは、大学の自治の一部である。

そこで、このたび、東京大学として、科学研究の基本的な作法を行動規範として再確認するとともに、この行動規範を大学が自ら担保するための委員会制度を規則として定めることとした。こうした行動規範は、東京大学で科学研究に携わる者すべてが当然に血肉化しているはずのものであるが、万一の違反行為に対していっそう厳正かつ確実な対応が行われるようにすることが、あえてここに明文化することの目的である。

今後、研究費の獲得をめぐる競争が激しくなる中でも、科学研究の原点に対する意識をたえず喚起し、研究者が相互に忌憚なく論じ合える風通しのよい研究環境を整えることによって、東京大学における科学研究の質をさらに高めていくことに努めたいと考えている。

東京大学の科学研究における行動規範

- 1 科学研究は、人類の幸福と社会の発展のために欠くべからざる活動である。科学研究の成果は公開されることにより研究者相互の厳密な評価と批判にさらされ、それに耐え抜いた知識が人類共有の財産として蓄積され活用される。科学研究に携わる者は、この仕組みのもとで人類社会に貢献する責務を負っており、またそれを誇りとしている。この科学者コミュニティの一員として、研究活動について透明性と説明性を自律的に保証することに、高い倫理観をもって努めることは当然である。
- 2 科学研究における不正行為は、こうした研究者の基本的な行動規準に真っ向から反するものである。のみならず、研究者の活動の場である大学に対する社会の信頼をいちじるしく損ない、ひいては科学の発展を阻害する危険をもたらす。それは、科学研究の本質そのものを否定し、その基盤を脅かす、人類に対する重大な背信行為である。

それゆえ、科学研究を行うにあたっては、捏造、改ざん、盗用を行わないことはもとより、広く社会や科学者コミュニティによる評価と批判を可能とするために、その科学的根拠を透明にしなければならない。科学研究に携わる者は、実験・観測等の実施者、共同研究者、研究グループの責任者など立場のいかんを問わず、説明責任を果たすための具体的な措置をとらなければならない。

- 3 科学研究に携わる者の責任は、負託された研究費の適正使用の観点からも重要である。大学における科学研究を有形無形に支える無数の人々に思いをいたし、十分な説明責任を果たすことにより研究成果の客観性や実証性を保証していくことは、研究活動の当然の前提であり、それなしには研究の自由はあり得ない。その責任を果たすことによってこそ、東京大学において科学研究に携わる者としての基本的な資格を備えることができる。

このたびの制度整備は、一般に科学研究における不正行為をめぐる議論で取上げられることの多い、実験・観測・解析の手法を用いる科学研究を対象とした。何を「科学研究」と呼ぶか、必ずしも明確な定義はないが、総長声明や行動規範に示された精神は、当然にすべての学術研究に及ぶものであり、東京大学では、学問分野それぞれの固有の特性も考慮しながら、いかなる不正も許さず、真に人々のために学問が豊かに発展していくよう、万全の体制を整えていきたいと考えている。

そのために、引き続き、学術研究全般にわたるこうした制度の拡充を図り、大学院生を含む学生についても、行動規範の趣旨を徹底させていくこととしたい。

ただ、このような制度整備の最大の目的は、研究者として当然にもっているはずの内なる行動規準を呼び起こそうとするところにある。東京大学で学術研究に携わる者すべてが、こうした制度が作られるか否かにかかわらず、研究者としての行動規準を自己管理できることを期待されていることは言うまでもない。

東京大学科学研究行動規範委員会規則の概要

この規則は、実験・観測・解析の手法を用いて科学研究に携わる東京大学の教職員及び東京大学の施設設備の利用者を対象として、「東京大学の科学研究における行動規範」に違反する不正行為に対処し行動規範の遵守を促すための委員会の設置と、不正行為に対する措置等について定めたものです。

ここにいう「不正行為」とは、悪意のない誤り及び意見の相違並びに当該研究分野の一般的慣行に従ってデータ及び実験記録を取り扱う場合を除き、次に掲げる行為を指します。

- (1) 研究成果の作成及び報告の過程における、データその他研究結果の捏造、改ざん又は盗用
- (2) 前号に掲げる行為の証拠隠滅又は立証妨害（追試又は再現を行うために不可欠な実験記録等の資料の隠蔽、廃棄及び未整備を含む。）

こうした不正行為に対処するために、「科学研究行動規範委員会」が設置されます。理事を委員長として、評議員や本学の教員のほか、科学研究における行動規範について専門的知識を有する学外者、法律の知識を有する学外者も委員となります。また、委員会には、専門分野に応じた活動の適正を確保するために専門委員を置くことができます。

不正行為の疑いが存在すると思料する者は、新たに設置される本部及び部局の窓口に申立てを行うことができます。この申立てがあった場合には、関連する部局の長は、速やかに予備調査を実施しなければなりません。

委員会は、この予備調査の報告に基づいて不正行為が存在すると思料する場合には、関係者からの聴取、関係資料等の調査を行うこととなります。関係資料の調査にあたっては、他の方法による適切な資料の入手が困難な場合又は関係資料の隠滅が行われるおそれがある場合には、研究室で調査事項に関連する場所の一時閉鎖又は実験・観測・解析に係る機器・資料等の保全を行うことができますことになっています。乱用を避けるため、こうした措置をとる場合には、必要最小限の範囲及び期間に止め、事前に部局の長の承諾を得るとともに、事後に教育研究評議会に報告しなければならないものとしています。

委員会は、調査を踏まえて不正行為の有無及び程度について審理し裁定を行います。裁定を行うにあたっては、調査対象となった研究者に書面又は口頭による弁明の機会を与えなければならないものとし、手続き上の保障を行っています。

委員会は、不正行為の存在が確認された場合は、次に掲げるような措置をとることができます。

- (1) 懲戒事由等に該当する可能性のある場合、総長及び部局の長への報告
- (2) 教育研究活動の停止措置等に関する総長又は部局の長への勧告
- (3) 研究費の使用停止・返還措置等に関する総長又は部局の長への勧告
- (4) 定期的な報告の義務付け等委員会による継続的な指導
- (5) 研究資金提供機関・関連論文掲載機関・関連教育研究機関等への通知及びこれらの機関との協議
- (6) その他不正行為の排除のために必要な措置

この裁定の概要は、個人情報又は知的財産の保護等不開示に合理的な理由がある部分を除いて、原則として公表されます。公表事項について調査の対象となった研究者の意見がある場合には、その意見もあわせて文書により公表することとなります。

また、調査の結果、不正行為が存在しなかったことが確認された場合は、調査の対象となった研究者の教育研究活動の正常化及び名誉回復のために、十分な措置をとらなければならないものとしています。

不正行為に関する申立て及び調査協力者に対しては、申立てや情報提供を理由とする不利益を受けないように十分な配慮を行うものとし、ただ、悪意により虚偽の申立てを行った者については、教職員就業規則等に照らして必要な措置を講ずるものとしています。

委員会は、このほか、部局と協力して、不正行為の予防のために、研究者への倫理教育を含む啓発活動を行うことにしています。

政府や各研究機関では、研究者の倫理規定や不正行為への対応方針について検討し始めています。

1. 研究不正、研究者倫理に関する規定、宣言等

日本学術会議

「科学における不正行為とその防止について」(平成15年6月24日)

報告書 <http://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-18-t995-1.pdf>

パンフレット http://www.scj.go.jp/ja/info/print/pdf/taigai_reef.pdf

「科学におけるミスコンダクトの現状と対策 - 科学者コミュニティの自律に向けて - 」(平成17年7月21日)

報告書 <http://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-19-t1031-8.pdf>

日本学術会議会長コメント(平成17年8月31日)

<http://www.scj.go.jp/ja/info/comment/050831-2.html>

産業技術総合研究所

「独立行政法人産業技術総合研究所における研究ミスコンダクトへの対応に関する規程」(平成17年8月1日制定)

<http://unit.aist.go.jp/genadm/legal/kitei/misconduct.html>

「研究ミスコンダクトに関する調査結果報告と今後の措置について」(平成18年3月3日発表)

http://www.aist.go.jp/aist_j/press_release/pr2006/pr20060303/pr20060303.html

理化学研究所

「科学研究上の不正行為への基本的対応方針」制定についてのプレスリリース(平成18年1月23日発表)

<http://www.riken.jp/r-world/info/release/press/2006/060123/index.html>

「科学研究上の不正行為への基本的対応方針」制定のお知らせ

「科学研究上の不正行為への基本的対応方針」(平成17年12月22日決定)

「科学研究における不正行為とその防止に関する声明」(平成17年11月2日)

Office of Science and Technology Policy (Executive Office of the President)

“FEDERAL POLICY ON RESEARCH MISCONDUCT” http://www.ostp.gov/html/001207_3.html

The Office of Research Integrity (ORI) (US Department of Health and Human Services)

“Handling Misconduct” <http://ori.dhhs.gov/misconduct/>

2. 競争的資金をめぐる国などの動き

科学技術振興機構(JST)

「JST競争的資金制度の統一的注意事項」を設けた。研究費の不適正な使用等を行った研究者等は、応募資格に制限を受ける。(平成17年5月30日) <http://www.jst.go.jp/bosyu/notes.html>

文部科学省

大臣の諮問機関である科学技術・学術審議会のもとに、「研究活動の不正行為に関する特別委員会」を設置することが決定された。この委員会において、競争的資金等を活用した研究活動における不正行為への対応に関して調査検討が行なわれる。(平成18年2月1日 第18回総会)

総合科学技術会議

国の研究助成を受けている研究機関に対し、不正防止の規定作成を定めることを決めた。また、各省庁に対し、不正判明時の助成研究費の扱いについて平成18年夏までに結論を得るよう指示した。(平成18年2月28日)

<http://www8.cao.go.jp/cstp/output/iken060228.pdf>